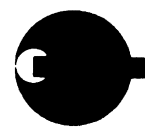


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例
正する条例(警察本部会計課)

公布された条例のあらまし

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

- 1 条文の整備
道路交通法の改正により、同法の条項を引用する条文の整備を行った。
- 2 施行期日
平成十九年九月十九日から施行することとした。

条例

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年九月四日

奈良県条例第十一号

奈良県知事 荒井正吾

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の表一の項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十九年九月十九日から施行する。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。